

赤井町会規約

総 則

- 第1条 本会は赤井町会と称し、事務所を赤井町会会館、川口市大字赤井490番地の1に置く。
- 第2条 本会は川口市赤井地域内に居住する世帯主及び事務所、営業所、事務所等を有する者を以て組織する（昭和56年より新居住表示にともなう地区、東本郷の一部赤井地区に所属する本会会員は従来通り赤井町会会員とする）。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と福祉を図り、自治に協力し明るい地域社会の建設に貢献する事を目的とする。
- 第4条 本会の運営は会費、寄付金、市助成金、その他の収入を以てこれにあてる。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
- 1項、会員の親睦及び相互扶助に関する事項。
 - 2項、官営公署との連絡に関する事項。
 - 3項、会員福祉の増進に関する事項。
 - 4項、災害時の準備と対策に関する事項。
 - 5項、その他の事項。

役 員

- 第6条 本会は次の役員を置く。
- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1項、運営執行役員・町長 | 1名 |
| 2項、運営執行役員・副町長 | 若干名（内1名は、筆頭副町長） |
| 3項、運営執行役員・地区長各地区 | 1名（複数可） |
| 4項、運営執行役員・会計正副各 | 1名 |
| 5項、運営執行役員・部長各 | 1名 |
| 6項、運営執行役員・副部長各 | 複数可 |
| 7項、四役（町長・副町長・会計部長・総務部長） | |
- 第7条 本会は顧問を若干名置く事が出来る（内2名は会計監査）町長経験者に限る。

役 職

第8条 役 職

- 1項、町長は、本会を代表して会務を統括し、市の行事、新郷地区連合会の活動に積極的に参加し、町内会の円滑なる運営をし向上を計る。

- 2項、筆頭副町会長は、町会長を補佐し町会長かけたる時は、他の副町会長会議の上その職務を代理する、また他の副町会長は、町内会を西地区（新田、新屋敷、広田）東地区（台、田畑、谷田）の二つに分け地区長をサポートし、各地区的会員増強推進を計る。
- 3項、地区長は、副町会長を補佐しその地区の班長を総轄し会務諸般の事項の事項を連絡処理する、地区長の任務が多忙地区の場合は副地区長を置く事が出来る。その時は事前に副町会長から町会長へ申し出る。
- 4項、総務は地区長、部長等の業務を取りまとめる。
- 5項、総務広報部は、市報、回覧物の配布準備、広報を2回発行（インターネットを活用）。
- 6項、会計は、会計事務一切を担当する。
- 7項、部長は、担当部門の業務を総轄する。
- 8項、班長は、地区長の指揮を受けその班を総轄し会務諸般の事項を連絡処理する。
- 9項、会計監査は本会の会計監査その他を監査する。

第9条 本会の役員の任期は、2ヵ年（但し、班長の任期は1ヵ年）とし重任は妨げない
任期

途中に就任せし役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会の町会長は、班長及び会員の中より推薦委員にて選出、総会席上にて承認を得る。

- 1項、推薦委員とは、町会4役、町会顧問を以て構成する。
- 2項、推薦委員会は町会長任期満了日より90日以前に開催する。
- 3項、本会の副町会長、地区長、会計、部長は町会長がこれを委嘱する、但し、
推薦委員は組織執行役員迄を内定し次期会長と顧問を交え協議し総会にかける。
- 4項、班長は、各班内において会員中より選出する。
- 5項、各地区において隨時班を構成する事が出来る。但し、20世帯を超えた場合は班長を2名選出する（順次これに従う）。

部 制

第11条 本会の目的達成のため、次の部を置く。

- | | | |
|--------------|---------|----------------|
| 1 総務部 | 2 文化厚生部 | 3 体育部 |
| 4 衛生部 | 5 交通安全部 | 6 会館運営部 |
| 7 子供育成部 | 8 婦人部 | 9 自主防災部、（女性部隊） |
| 10 赤井町おこし協議部 | 11 会計部 | 12 町会行事協力隊 |
| | | 13 広報部 |

第12条 各部は、各会員の中より副部長を選出し、又必要に応じ部を増加する事が出来る。

会 議

第13条 会 議

- 1項、本会の会議は、総会及び運営役員会とし、町長がこれを招集する。
- 2項、総ての会議は、出席者の過半数の議決を以ってこれを決める。
- 3項、総会は、年1回会計年度終了後60日以内開催する。役員会において必要ないと認める時、又会員の3分の1以上の請求により臨時にこれを開催する事が出来る。尚、各部内及び地区内の会議、決議は本会と同様とする。
- 4項、総会の議長は町長が任にあたる。

第14条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1項、規約の設定・改訂に関する事項。
- 2項、町会の予算・事業計画及び事業報告に関する事項。
- 3項、役員に関する事項。
- 4項、会費の賦課・徴収。
- 5項、その他の重要な事項。

第15条 顧問及び相談役は必要に応じ町長の諮問に応じる。

会 計、そ の 他

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日迄とする。

- 1項、個人町会費の、金額は1世帯当たり月額300円とする。
- 2項、企業町会費は、1企業年額12,000円とする。
- 3項、町会費及び企業町会費は、社会情勢の変動により金額を変更する事が出来る。
- 4項、世帯主が85歳以上の高齢会員（以下、高齢会員という）は、長い間町会にご協力戴きましたため、申請して頂き次のように処遇する事が出来る。
 - ② 高齢会員は、本人の希望が有れば会費の減額をすることが出来る。
 - ②会費は月額100円とする。
 - ③ 年齢を問わず家庭内の事情等による申請も受け付ける。
 - ④ 体力の衰え及び病気等により、会員としての活動も困難な方も適用する。
 - ⑤ 減額申請は班長、地区長に相談の上、役員会の承認を経て決定する。

5項、行事等で掛かったガソリン代金、交通費等は町会長の承認を得て支払うことができるものとする。

第17条 本会は、会計年度終了直後直ちに前年度の収支決算書を作成し、会計監査を経てこれを総会に報告する。

第18条 本会はつきの帳簿を備える。

- 1項、町会員名簿。
- 2項、町会費徴収帳簿。
- 3項、金銭出納帳簿。
- 4項、本会記録簿。
- 5項、財産台帳。
- 6項、印鑑。
- 7項、その他必要な帳簿。

第19条 本会員は、全項の帳簿を閲覧できる。

第20条 会則の改訂は・発案の必要がある時は運営執行役員会の議決を経て総会に諮り決定する。

第21条 本会の町会会館建設資金・特別積立金の使途については、今後いかなる場合においても町会会館建設・設備充実以外の目的に運用してはならない（有事等の場合はこれに当てはまらない）。

第22条 各部について、行事に対し県、市等の補助金を申請してその決定金額を積極的に活用し行事運営に使用する事が出来る。

第23条 会員高齢者、体の不自由な方に伴う処置。

- 1項、会員の皆様高齢化で班長職務持ち回り地区の80歳以上の方
 - ①班長、地区長の引き受け困難な方。
 - ②従来通り協力出来る方。
- 2項、高齢者に限らず、体力の衰え病気等により、会員としての活動が困難な場合も1項の適用とします。
- 3項、1項、2項、の方は各自選択して、現班長に申し出、地区長と相談、地区長の権限、判断にて決定する事。

第24条 会員拡張

1項、企業会員

- ①4役を中心会員拡張に努める事。
- ②一般企業、団体、公立学校、私立学校他に会員拡張にお伺いする。

2項、一般会員

- ①班長、地区長を中心会員拡張に努める事。
- ②総務部長を中心に執行役員も会員拡張に努める事。

- ③退会された方にも拡張にお伺いして下さい。
※入会、退会時は申込書を記入の上、班長、地区長経由で町会に提出して下さい。

附 則

◎赤井地区に所属する本会会員は従来通り赤井町会会員とする。

(昭和 50 年新居住表示にともなう地区、東本郷地区の一部)

◎本規約は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 昭和 52 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 昭和 53 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 昭和 55 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 昭和 57 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 昭和 63 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 平成 2 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 平成 4 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 平成 8 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 平成 20 年 4 月 | より一部改訂。 |
| 平成 26 年 4 月 | より一部改訂。 |
| ・第 6 条、2 項、……… | 平成 28 年 4 月より改訂。 |
| ・第 23 条、追加事項……… | 平成 29 年 4 月より改訂。 |
| ・第 13 条、追加事項……… | 平成 31 年 4 月より改訂。 |
| ・第 5 条、追加事項……… | 令和 2 年 4 月より改訂。 |
| ・第 11 条、追加事項……… | 令和 2 年 4 月より改訂。 |
| ・第 16 条 4 項、追加事項……… | 令和 2 年 4 月より改訂。 |
| ・第 23 条 2 項、追加事項……… | 令和 2 年 4 月より改正。 |
| ・第 24 条、追加事項……… | 令和 2 年 4 月より改正。 |
| ・ふるさと祭り規約 ……… | 令和 2 年 4 月より改訂。 |
| ・第 11 条、追加事項……… | 令和 4 年 4 月より改訂。 |
| ・第 16 条 5 項、追加事項……… | 令和 4 年 4 月より改訂。 |

附制・表彰・弔慰に関する規約

(1) 表彰

1項、本会に特別功労の有った者に対し、運営執行役員会議に於いて審議決定する。

(2) 弔慰

1項、世帯主死亡の場合、御香典 10,000円。

2項、同一家族死亡の場合、御香典 5,000円。

3項、本会に特に功労が有った者が死亡した場合、運営執行役員会に於いて審議決定する。

4項、同居者に対する町会規約の実行は、住民票を現世帯主に移し1カ年以上の共同生活を営まれる者を対象とする。

5項、火災、水害見舞金 他 10,000円。

赤井ふるさと祭りに関する規約

- | | |
|--|--------------------|
| 1項、祭典委員長 | ・関根 和雄（当年度の町会長） |
| 2項、祭典運営委員長（企画） | ・稻垣 義雄 |
| 3項、百人会会長 | ・平野 繁男 |
| 4項、祭典実行委員長 | ・村津 孝徳（当年度の町会総務部長） |
| 5項、祭典運営委員会運営委員（企画、準備、運営） | ・祭典運営委員長の任命、推薦者 |
| 6項、祭典実行委員（当日運営） | ・祭り開催年度の町会運営執行役員。 |
| 7項、開催予算・寄付・その他の収入にて実施（町会予算とは別途） | |
| 8項、祭り終了後直ちに、收支決算報告を回覧等にて開示する事。 | |
| 9項、祭り、その他の備品等は、祭典運営委員会、町会に帰属する事。 | |
| 10項、祭り備品等の管理補修及び「みこし」かつぎは百人会に帰属する。 | |
| 11項、備品等の保管及び祭りの開催日は、祭典運営委員と協議し協力して実施する事。 | |
| 12項、祭典開催日 | ・10月最終日曜日。 |
| 雨天 | ・11月最初日曜日。 |
| 13項、町会員及び大勢の関係者の協力で、町会事業の一環として実施開催する事。 | |
| 14項、その他 | |

赤井町会会館使用規約

第1条 (利用者の範囲)

町会会館（以下「会館」という）は、町会事業に支障ない限り、町会員、町内団体、その他の集会行事開催事に使用する事が出来る。但し次の場合は使用許可を与えない、又いったん与えた許可を取り消す事が出来る。

1. 天災地変による避難など、非常事態の使用者が有る時。
2. 先着使用許可者がある時。
3. 緊急に町会が町会事業に使用する時。
4. 申し込み使用目的と異なる場合。
5. 使用権利を許可なく他に転貸した場合。
6. 町会役員が支障あると認める場合（風紀上或は、会館又は、備品、器具、什器に損傷を与える恐れが有るなどの会館使用上、常識的に不適と判断される場合）。
7. 町会会員が急遽使用申請の場合は、定期使用者は町会会員を優先とする。

第2条 (使用申請)

会館の使用を希望する者は、所定の申請書に次の事項を記入し、事前に会館運営部長に申請を行い許可を受ける事。

1. 申請書、使用者、使用責任者の印、連絡先。
2. 使用目的、行事名、試用期間、時間。
3. 使用人数、使用場所（ホール、会議室）、使用器具什器。
4. 使用料金、取扱者（係で記入）。

第3条 (申請許可)

使用申請書に対し、所定事項と照合して適當と認めた時、使用料金を徴収し、許可証を発行する。

第4条 (使用料)

会館及び備品等を使用する場合は、別に定める使用料金を納入しなければならない、但し次の場合は、申請により使用料金の一部又は、全額を免除する。

1. 町会関係行事に使用する場合は、全額免除。
2. 町会員を主たる構成員とし、公共性を有する団体で町会役員会が認める団体（以下「認可団体」という）がその事業目的の為に使用する時、（助成団体、・全額免除）（その他認可団体・半額免除）。
3. 執行役員会で認めた場合・全額又は、半額免除する。

- 使用料金
- ・会議室 1時間・600円。(認可団体は別金額)
 - ・ホール 1時間・1,200円(認可団体は別金額)
 - ・机 一日 200円 ・椅子 一日 100円
(会館内での使用はホール、会議室料金に含まれます)
 - ・駐車代金 一日 2,000円
(使用に付いては会館運営部長に連絡下さい)